

## 『唯識論聞書』の作者について

弥 山 礼 知

『唯識論聞書』全二十七卷は、室町時代の興福寺の学僧、光胤（一三九六—一四六八）が著した書物とされている。従来の研究ではその表紙等の記述から『聞書』の作者を詳しい論証のないまま光胤と特定している。<sup>(1)</sup>しかし実際に『唯識論聞書』（以下『聞書』と略す）には、光胤が著したとするには不自然な記述も見られるのである。そこでここではその内容から見て、『聞書』の作者を光胤としてよいかをあらためて考察してみたい。

『聞書』の構成について簡単に述べると、室町時代に『成唯識論』全十巻の訓論談義が盛んに行われたようであり、その永享九年（一四三七）の談義記録が卷一より卷二六まで、長祿二年（一四五八）の記録が卷二七として、『成唯識論』のほぼ全部に相応して編集されている。もう一つの重要な構成要素に、「私云」等の記述を中心とした私見がある。この私見は談義記録ではなく、談義に対する教義的な批判や解説等の私的な見解が中心となっている。ただし私見には一定の記

述形式がない。必ず「私云」で始まるわけでもなく、また談義記録等の時点で記されたと思われるものや、後の校正等の段階で附記されたと思われるものがある。これらが構成上の主な特徴である。

しかしこれらの特徴から同時に、光胤が作者か否かの疑問が生じるのである。その一つが校正等の加筆である。『聞書』卷二三には、

後年書入之……<sup>(3)</sup>

と、あり、『聞書』卷三の最後の箇所には、

以上光胤草分也。以下光胤草ニハナシ

有云。花熏旨勝喩者……<sup>(4)</sup>

と、加筆されている。特に卷三では「光胤草」と称されていた『聞書』が、その書写された当時に存在したことも分かるが、同時に現在の『聞書』には明からに光胤以外の人物による加筆があることを示すのである。

また、次に「私云」の記述には、談義記録としての光胤の

発言と相違する「私云」も見られるのである。例えば『聞書』卷二二には、

延公云。抑中有位愛取。現在十因取歟否。……此事中古評論也。嚴寛法印。現在十因愛取可取云。定英不取云云。読師誠不審也。

光胤申云。中古沙汰ナレトモ。大旨明匠取レ之趣歟。……

私云。現在十因可取事不審ナリ。中有現在アラサルカ故。又夫来。輒難擾歟。

とある。光胤は談義時に、愛取を現在の十因に取るとの解釈に同意を示すが、「私云」には、逆に不審だとしている。ここでは談義時の光胤と「私云」の立場が全く異なるものである。これと同様に『聞書』卷二二には、

若唯有識乃至説有三性事。読師云。……三性説クハ可レ違ニ唯識一云事不審也。……光胤申云。今談違疏。……唯識ナラハ只可レ有依他一性。所執円成アルヘカラスト云難ナリ。……

私云。但有一性不説三之間。一向一性ニテ余性アルヘカラスト云事アラサル歟。一性ヲ為レ主説。三性格別為レ主説クヘカラスト云問歟。不爾只一向余二性体アルヘカラストアラハ無風情……

と、ある。ここでも談義時には光胤が、『成唯識論』卷八の「若唯有識……」の文が唯識であるならば依他起性だけで遍計所執・円成実性の二性は無いのではという問だ、と解釈しているのに対し、「私云」ではその意見に反対の見解を示そう

とするのである。

これらのように光胤が記したと見るには非常に不自然を記述が見られるのである。そこで『聞書』の作成が誰かという問題になるのだが、先述の例は、あくまで校正・加筆されたものであって、その作者はやはり光胤と見るべきである。先の例とは逆に、あきらかに光胤でなければ記せないと思われる記述が見られるからである。まず『聞書』卷一には、

光胤申云。常一不限り我義。主宰必我義。法アラス。故取要断。義時不学常一歟。雖然。計我時非無常一之義。歟。読師云。常一義不限り我故如何。予申云。計法執実時可有常一義。故。此マデ申畢。

と、されている。ここで読師（専慶）から問が提示されているがこれは光胤の発言への問であり、この間に『聞書』の作者を指す「予」が答えている。つまり返答している「予」即ち作者は光胤だと考えられるのである。またここにも見られるように、談義時における光胤の発言ではほとんど「光胤申云」と表している。名が用いられるのは光胤に対してのみで、その他の人物は主に住房、例えば「延帳房」（訓宮）という呼称で表される。さらに「申」の言を光胤の発言記録に対して特に多用している。これらの特徴は作者が光胤の発言に謙譲の意味を持たせるために「光胤申云」を用いたのではないかとも考えられるのである。

また、「私云」の中にも光胤の私見と考えられるものがある。例えば『聞書』卷二六に、

私云。歸宅<sup>九</sup>。同寺、堯觀房光胤物語云。勲縁房申、性禪房説作事也。……

と、談義時とは別の光胤自身の行動等に関する「私云」がある。また『聞書』卷三には、

光胤申云。本疏劣可有二勝性。劣無二勝性云事。聊其理アル由中也。読師同心

私云。光胤其理。申意有漏第八難持。無漏種子。……<sup>(10)</sup>

と、「私云」では光胤の趣意を解説しようとしている。さらに『聞書』卷一八には、

私云。先、卷別起定障異生総不可伏之由。延公被申切畢。光胤再三可伏之由執心申シキ。今日兩人外道可伏之由共許被申之条。返返迷惑之至也<sup>(11)</sup>

と、光胤の見解に対する読師らの態度を「迷惑之至」と非難しているのである。これらの「私云」はあきらかに光胤を中心とした記述である。

これらのように、「予」の記述や、光胤の発言を区別しようとする表現、光胤でなければ書けない「私云」等の記述がある。以上を纏めれば、現在見られる『聞書』には校正や加筆が認められ、それらを慎重に扱わなければいけないもの、やはり『聞書』の作者は光胤だと言えるのであるが別の機会

で更に詳しく述べたい。

1 従来『唯識学典籍志』四五七〜四五九頁（結城令聞、大蔵出版、昭三七年三月）や『大正大蔵経』索引第三六下巻一〜二頁等の光胤説、『日本中世唯識仏教史』三二八〜三三八頁（富貴原章信、大東出版、昭五〇年二月）の興基（二四二〇〜一四八〇）説がある。

2 卷二七の作者はその記述内容や『唯識学典籍志』の説より光胤と見ているが、卷二六までとの年代差という成立自体の問題もあり、その言及は別の機会で詳しくしたい。尚、今回は、大正蔵六六所収『唯識論聞書』二七卷、萊師寺蔵『訓論聞書』卷二〇、二二、二三欠）、同（英乘写本、所在不明）、竜大図書館蔵『訓論聞書』二七卷、同『成唯識論光胤記』（巻一〜巻一三分が欠）について確認できた。今後、京大蔵本、東大東洋文化研究所蔵本等も詳しく見ていきたい。

3 大正六六・八七〇c  
4 同・六四六a  
5 同・八四九c。但し「私云」の「可取事」を改めた。  
6 同・八五九b〜八六〇a  
7 大正三一・四五c  
8 大正六六・六〇一a  
9 同・九〇一c。他に「光胤歸宅後…」（巻一、同・六〇九c）等もある。  
10 同・六四〇c〜六四一a  
11 同・八〇五b

〈キーワード〉『唯識論聞書』、光胤、訓論談義

（龍谷大学大学院）